

社会福祉法人むつ市社会福祉協議会  
平成27年度事業計画書

- I 社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会 ----- 2
- II 基本方針 ----- 3～4
- III 部門別重点目標 ----- 5～6
1. 会員の増強【総務課】
  2. 職員の資質向上と専門職の確保【総務課】
  3. 経営の安定化に向けた円滑で効率的な法人体制の整備【総務課】
  4. 小地域福祉活動の発展・強化【地域福祉課】
  5. むつ市ボランティア・市民活動センター機能の充実【地域福祉課】
  6. 利用者の目線に立つケアマネジメントの継続と情報発信の充実化【地域福祉課】
  7. 地域のなかで必要とされる保育園となるために【近川保育園】
- IV 事業活動計画 ----- 7～11
1. 法人運営基盤の強化
  2. 地域福祉事業の充実
  3. ボランティア活動の振興
  4. 相談事業の推進
  5. 福祉サービス利用援助事業の充実
  6. 共同募金運動への協力
  7. 介護事業の充実
  8. 保育事業の経営

## I 社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

今日、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、コミュニティ機能の低下が進む中、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。

また、依然として続く厳しい経済状況の中、全国的には所得格差や地域格差が顕著となるほか、孤立死や児童虐待の増加をはじめ、地域にも深刻な課題が存在しており、社会全体で福祉問題に取り組んでいくことが、今後ますます重要になるといわれています。

社会福祉法では「地域福祉の推進」が福祉サービスの基本理念のひとつとして明記され、この推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉協議会を位置づけています。

これらの流れは、地域に存在する公私の様々な主体が協働して地域住民の多様なニーズに応える総合的な支援を行ってきた全国各地の社会福祉協議会の活動が認識されたものと考えられますが、一般市民に対する認知度は、未だ決して高いものとは言えません。

このような中、本会では、『わたしがつくる みんなでつくる 住みよいまち むつ』の基本理念のもと、その実現を目指して、従来から重点項目として取り組みを進めている事務・事業を中心に、より一層、住民参加型の有機的な活動を推進しながら各種事務事業への取り組みを強化していく必要があります。

一方、社会福祉協議会への補助金については、年々、厳しい状況となっており、新規事業や人件費を含む事務事業全体の財源確保が困難な状況になってきているうえ、今般の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築を視野に、全体として介護給付費の抑制を図ることとなり、本会もその影響を受けることが予想されます。

こういった状況に対し、本会として受け身に回るのではなく、社会福祉法の考えに立脚した「地域住民に依拠した民間の福祉団体」として、信頼される組織づくりや地域のニーズと新しい時代の要請に基づいた新たな事業の開発・実施、人材の育成を行い、本会が地域に求められる役割を果たしつつ、法人の運営がより安定していくよう役職員一同努めてまいります。

## II 基本方針

本会が、基本理念として定める「わたしがつくる みんなでつくる 住みよいまち むつ」を実現するため、次の基本方針を掲げて活動を推進します。

### 基本方針1 住民が主役の地域福祉活動を支えています。

住民の福祉課題や生活課題が多様化してきている昨今、公的制度の利用だけでは地域生活が成り立たなくなっている現状があり、インフォーマルサービスが重要となってきています。

これを受け、本会では公的制度外のニーズに対応するために「むつ市ボランティア・市民活動センター事業」の充実に努め、市民ボランティア登録者の積極的な募集活動により、その要請に応える体制を整備するとともに、各町内会等を通じ「ほのぼの交流協力員」を確保・養成し、地域住民相互の「支え合い」を推進することにより、地域福祉活動の拡充を図ります。

また、福祉課題が複雑化する中で、今後は専門機関や専門職と協働して対応する事例がますます多くなると予想されますので、地域での支え合いやインフォーマルサービスだけでは解決できない課題については、行政機関や専門職等と連携を図り、包括的な支援体制を構築することにより、地域における福祉的課題の早期発見・早期解決に努めます。

また、災害発生時における迅速かつ的確な対応に資するため、平常時から地域の実態把握に努めるとともに、地域防災のための住民活動を促し、併せて各関係機関や団体、地元企業などと連携を図り、地域の防災力と福祉力の向上に努めます。

### 基本方針2 本会の特性を活かして、利用者の立場に立った在宅生活を支えています。

本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。

よって、福祉団体やボランティアなどが行うインフォーマルな福祉活動を推進し、その充実に努めるとともに、「むつ市ホームヘルパーステーション」を運営する事業者としてのフォーマルサービスの提供体制の強化に努めます。

併せて、これらの活動や各事業者において提供されるサービスが、利用者の立場に立って一体的に提供され、高齢者や障がい者の在宅生活が、様々な主体からの有機的な支援によって支えられる体制が構築されるよう各事業者との連携に努め、地域住民の生活の質の向上及び、その安定を図ります。

また、むつ市ホームヘルパーステーションでは、利用者本位のサービスを提供する中で、事業の透明性や公平性を確保し、併せて事業内容の向上に取り組み、安定的な財源確保を目指します。

今般の介護保険制度改正により、今後、各自治体による地域包括ケアシステムの構築が進められていくこととなります。

これを受けて、介護予防・重度化予防を目的としたサービスの提供を行うとともに、医療や関係機関との連携がより一層密となるよう取り組んでまいります。

### 基本方針 3 時代の変化に対応した社協の体制づくりを目指します。

近年は、本会をはじめ、社会福祉法人の業務に関連する法制度の見直しが頻繁に行われることに加えて、厳しい社会経済状況、地域格差への対応などにより、様々な住民ニーズの拡大が予想されます。

地域福祉活動については、基本的に事業収入や利用者負担金などが発生しないため、活動を推進するための事業費は行政機関からの補助金に頼らざるを得ません。

また、今年度は介護報酬単価が減額改正されることにより、本会における介護事業運営にもマイナスの影響が懸念されています。

これらのことから、指定訪問介護事業・指定居宅介護支援事業における各種加算の算定に併せ、業務効率化による諸経費の節減に努め、持続可能な経営体制を構築するとともに、職員の評価システムの整備などを連動させ、働きがいと魅力のある職場環境の構築に努めます。

- ※ フォーマルサービス：公的制度に基づいて行うサービス
- ※ インフォーマルサービス：地域社会やボランティア等が行う非公式的な援助

### Ⅲ 部門別重点目標

#### 1. 会員の増強【総務課】

地域福祉活動を展開していくためには、本会の活動内容を理解していただく会員を増やすとともに、活動の貴重な財源である会費額を増やすことが重要です。

ここ数年は、様々な企業や団体、町内会等の御賛同をいただき、会員数や会費額の増加に御協力をいただいております。

今年度についても、引き続き法人会員等の更なる獲得を目指し、役職員一丸となり本会の活動を周知するために地域に出向くなど、会員の増強に向けた積極的な取り組みを行います。

#### 2. 職員の資質向上と専門職の確保【総務課】

住民サービスの向上に資するため、本会職員に対して体系的な研修を実施し、職員一人ひとりの育成を目指すとともに、専門職の確保に努めます。

また、組織に対する信頼性を高めるため、引き続き「福祉サービス苦情解決第三者委員設置規程」に則った各部門での苦情解決体制の整備に努め、適切な苦情解決に取り組めます。

#### 3. 経営の安定化に向けた円滑で効率的な法人体制の整備【総務課】

本会を取り巻く状況は、福祉ニーズの複雑化や多様化、財政状況の緊縮など、引き続き厳しい内容となっています。

これらの課題を解消するために、既存の事業の洗い出し、見直しはもとより、経営の安定化に向けた自主財源の確保に引き続き尽力し、法人全体として採算を図ることを目的として柔軟に事業を展開するとともに、本会ホームページ等を活用して、積極的な情報提供・情報公開に努めます。

#### 4. 小地域福祉活動の発展・強化【地域福祉課】

住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を守っていくためには、地域住民同士が手を携えあう必要があります。

今年度も、ほのぼのの交流協力員事業における、地域での見守り活動の一層の強化を図るため、活動実践者の知識の向上や理解を深めるための研修を行うほか、町内会や民生委員児童委員協議会等、関係福祉団体・機関との連携を図り、効率的・効果的な活動実践に努めます。

## 5. むつ市ボランティア・市民活動センター機能の充実【地域福祉課】

本会では、市民の皆様の福祉意識の醸成及びボランティア活動の振興を図るため、「むつ市ボランティア・市民活動センター」を設置していますが、地域住民に対する認知度は低い状況にあります。

今年度は、市民の皆様方に対し、その活動や役割の周知を図る取り組みを、なお一層進めるとともに、誰もがボランティア活動に参加しやすい環境を整えるため、当センターの機能を充実し、ボランティア活動の活性化を図ります。

また、近年各地で発生している自然災害では、多くの人命と財産が失われるなど、地域における災害対策の充実は、私たちが住み慣れた地域で安心して暮らしていくための急務な課題であります。

また、災害時に備えたセンター機能の強化を目指して平常時から関係団体等と連携を図るとともに、災害ボランティアコーディネーターを養成し、センター機能の充実に努めます。

## 6. 利用者の目線に立つケアマネジメントの継続と情報発信の充実化【地域福祉課】

居宅介護支援事業では、利用者本位に基づいたケアマネジメント業務を実施するとともに、改正に伴い変更された情報等を集約して社会資源の把握を行い、利用者・家族に対するきめ細かな支援に努めます。

訪問介護事業では、訪問介護員に対し計画的な研修の機会を確保し、習得したことを他の訪問介護員に指導するなどの方法により、事業所全体のレベルアップを図るとともに、サービス提供責任者等が利用者宅を定期的に訪問し、モニタリング（評価）を行うことにより利用者の状態を常に把握し、個々の状況に応じた的確なサービス提供に努めます。

福祉用具貸与事業では、本会が実施する他の介護サービスと有機的に連携させ、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するよう努めます。

## 7. 地域のなかで必要とされる保育園となるために【近川保育園】

近川保育園は、児童福祉法の規定に基づく子どもの保育事業を行うことにより、その健全な心身の発達を図ることを目的として本会が設置・経営しています。

職員は、お預かりする子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するにもっともふさわしい生活の場となるよう、また、家庭や地域社会と連携を密にしながら一人ひとりの発達過程、心身の状態や家庭の状況を踏まえた保育となるよう努めます。

## IV 事業活動計画

### 【活動項目】

- 1 法人運営基盤の強化
- 2 地域福祉事業の充実
- 3 ボランティア活動の振興
- 4 相談事業の推進
- 5 福祉サービス利用援助事業の充実
- 6 共同募金運動への協力
- 7 介護事業の充実
- 8 保育事業の経営

### 【事業実施計画】

#### 1 法人運営基盤の強化

- (1) 諸規程の見直し及び整備
- (2) 会員加入の促進と会費の増収  
むつ地区普通（世帯）会費の増額について町内会に対する積極的な働きかけを行うとともに、賛助会員の加入を促進し、更なる財源基盤の充実を図る。
- (3) 理事会、評議員会、部会・委員会の開催
- (4) 社協だよりの発行・ホームページの運営  
毎戸配布で年数回にわたり広報紙を発行する。また、ホームページにより随時必要な情報提供に努める。
- (5) 第55回むつ市社会福祉大会の開催  
様々な福祉活動に携わってこられた方々の功績を讃えるとともに、福祉の担い手に対する支援と市民への啓発を通じ、地域福祉の推進を図る目的で開催する。

#### 2 地域福祉事業の充実 ※（ ）内は財源区分

- (1) ほのぼの交流協力員訪問活動事業（ほのぼの）
- (2) ほのぼの交流協力員研修会（ほのぼの）
- (3) ほのぼの昼食会の開催（ほのぼの）
- (4) ほのぼの料理教室の開催（ほのぼの）  
夏休み、冬休みを利用し、児童と高齢者との交流を目的に開催する。
- (5) 溪流を散策しながら紅葉を楽しむ会の開催（ほのぼの）
- (6) ふれあい交流会の開催（ほのぼの）  
高校生と障害者の交流を目的に開催する。
- (7) 世代間交流会の開催（ほのぼの）
- (8) ボランティア活動促進事業（ほのぼの）  
高齢者等の見守り活動をする方々にボランティア保険の掛金を全額助成

- (9) 第35回ほほえみのつどいの開催（県社協）
- (10) 第46回むつ市福祉作文コンクールの開催（共募）
- (11) ふれあいクリスマス会の開催（ボラ市民・NHK歳末・ほのぼの）
- (12) ふれあい福祉展・ふれあい福祉バザールの開催（共募）  
市民への福祉に対する理解と協力を求めるため、福祉施設や福祉団体等の手作り作品の展示及び即売を行う。
- (13) 巡回入浴事業（むつ市）
- (14) 地域福祉懇談会の開催（ボラ市民・ほのぼの）  
地域における福祉ニーズの把握と地域住民に対する社会福祉協議会への理解を深めるために開催する。
- (15) 祭りを通じた高齢者・障がい者等の社会参加支援事業
- (16) 高齢者ふれあい事業（共募）
- (17) ふれあい広場事業（共募）
- (18) ふれあい昼食会の開催（共募）
- (19) いきいき交流会開催事業（共募）  
脇野沢地区で、65歳以上の介護保険サービスを利用していない方を対象に月2回実施する。
- (20) むつ市福祉安心電話サービス事業（むつ市）  
ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等を対象に、その方々の安否確認や孤独感の解消を図るための活動を行う。
- (21) むつ市外出支援サービス事業（むつ市）  
高齢者及び身体障がい者など下肢が不自由で一般の交通機関を利用することが困難な方を福祉輸送車両により送迎する。
- (22) 福祉ニーズの発掘と新規事業の開発  
市民の様々な生活課題や福祉ニーズを把握し、これらを解決していくための仕組み（事業）を企画・検討する。
- (23) 助成事業（共募・NHK歳末・ボラ市民）  
市内の各福祉団体等に対し、その活動を支援する

### 3. ボランティア活動の振興

- (1) むつ市ボランティア・市民活動センターの充実  
むつ市ボランティア・市民活動センターの機能を充実させ、市民の福祉意識の高揚とボランティア活動の振興を図る。  
ア ボランティアの相談、登録、斡旋、連絡調整  
イ ボランティア研修会、ボランティア講座の開催  
ウ ボランティア活動保険加入促進と助成  
エ 除雪ボランティア募集と派遣  
オ サロン活動
- (2) 災害時被災者支援ネットワークの構築  
関係機関との災害時におけるボランティア活動に関する協力体制の確立
- (3) 善意銀行の運営



- ア 無縁仏供養会
- イ 災害見舞い
- ウ 車椅子無料貸出
- エ 寄託金品の払出
- オ 不要入れ歯回収ボックスの設置と維持管理
- (4) 児童・生徒等の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進
  - ア 夏休み、冬休みのボランティア体験学習の実施
  - イ 福祉体験学習への協力
  - ウ ボランティア活動推進校事業

#### 4. 相談事業の推進

- (1) 心配ごと相談所の効率的かつ効果的な運営に努め、悩みや心配ごとを抱える人々が気軽に相談できるようにする。また、多岐にわたる相談内容に対処するため相談員の研修を行い誠意をもって問題解決に当たる。
- (2) 結婚相談所は、結婚に関する相談に広く応ずるなど婚姻成立のために寄与することにより市民福祉の増進に努める。
- (3) 生活困窮者自立相談支援事業

#### 5. 福祉サービス利用援助事業の充実

- (1) 苦情解決第三者委員の設置
 

むつ市社会福祉協議会が提供する各種福祉サービスについて、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、福祉サービス苦情解決第三者委員を設置する。
- (2) 日常生活自立支援事業
 

日常生活自立支援事業の啓蒙と支援員の資質向上に努める。
- (3) 各種貸付事業の有効利用
  - ア 生活福祉資金貸付事業
  - イ 助け合い資金貸付事業
  - ウ 高額療養費貸付事業
- (4) 成年後見監督業務

#### 6. 共同募金運動への協力

- (1) 共同募金運動に協力し、共同募金配分事業、NHK歳末たすけあい寄付金配分事業を実施する。
  - ア 共同募金配分金事業
 

心配ごと相談所事業、社協だより発行事業、福祉作文コンクール事業、母子寡婦福祉会助成事業、身体障害者福祉協会助成事業、ふれあい福祉展事業、高齢者ふれあい事業、ふれあい広場活動事業、手をつなぐ親の会助成事業、精神障

- 害者家族会「ひばの会」助成事業、町内会活動助成事業、赤十字奉仕団助成事業、ふれあい昼食会開催事業、いきいき交流会開催事業
- イ NHK歳末たすけあい義援金配分事業  
ふれあいクリスマス会の開催事業、障がい者施設のクリスマス会兼忘年会の開催事業

## 7. 介護事業の充実

### (1) むつ市ホームヘルパーステーションの円滑な運営

- ア 訪問介護事業・福祉用具貸与事業・居宅介護支援事業  
介護保険制度における指定訪問介護サービス事業者、指定福祉用具貸与事業者及び指定居宅介護支援事業者として、「むつ市ホームヘルパーステーション」の円滑な運営を図り地域福祉サービス部門と相まって総合的な福祉サービスの提供に努めるとともに、利用者の拡充を図り安定的な事業運営を行う。
- イ 障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実強化  
障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実強化を図り、良質で安定した障害者福祉サービスの提供に努める。
- ウ 介護保険制度外サービス事業の充実拡充  
介護保険制度外サービス事業として、一般家事、介護、その他必要と思われる日常生活上の援助として、良質で安定した有償援助サービスの提供を行う。
- エ 介護事業職員の資質向上  
県内で開催される各研修会へ参加させ、介護職員としての資質向上に努める。
- オ 事業の積極的なPR  
「広報むつ」に広告を掲載するほか、各種イベント等へ相談窓口を設ける等積極的な広報事業を展開する。

## 8. 保育事業の経営

### (1) 近川保育園の経営

- 近川保育園を経営し、仕事と育児の両立をしている人々の子育てを支援し、安心して子育てができる環境の整備と社会連帯による子どもの健全育成の推進に努める。
- ア 年間活動事業推進  
入園式・子どもの日の集い・遠足・交通安全教室・夏祭り（盆踊り）・運動会・いも煮会・お遊戯会・誕生会・卒園式・身体測定・避難訓練は毎月実施する。
- イ 世代間交流事業  
地域の婦人団体、近川青葉会との交流を通して相手への思いやりの気持ちを育てる。釜臥荘交流会・桜木園交流会・クリスマス会・おもちつきなど
- ウ 異年齢児交流事業  
むつ養護学校や奥内小学校・近川中学校との交流を通して、思いやり・約束を守る心を育てる。
- エ 休日保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う勤務の事情等により、家庭において休日保育が困難である子どもに対する保育サービスを行う。

オ 入所園児の確保

積極的なPRにより入所園児の増を図り、安定した保育園経営を目指す。